

第2回大和川流域水害対策協議会

開催方法：書面開催

開催期間：令和4年3月10日

意見集約：令和4年3月16日

出席者

【協議会構成員】

近畿地方整備局（局長、建政部長、河川部長）

奈良県（知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、
食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長）

奈良市長、大和高田市長、大和郡山市長、天理市長、橿原市長、桜井市長、
御所市長、生駒市長、香芝市長、葛城市長、宇陀市長、平群町長、三郷町長、
斑鳩町長、安堵町長、川西町長、三宅町長、田原本町長、高取町長、
明日香村長、上牧町長、王寺町長、広陵町長、河合町長、大淀町長

近畿農政局 農政振興部長、近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長、
近畿地方環境事務所長、近畿財務局 奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、
奈良県防災士会 理事長

開催結果

- 1) 大和川流域水害対策協議会規約の改訂について承認された。
- 2) 大和川流域水害対策協議会における主な意見と対応方針について承認された。
- 3) 大和川流域水害対策計画 素案（案）についての結果は別紙の通り。

大和川流域水害対策計画 素案(案) に対する意見と対応

令和4年3月25日

国土交通省近畿地方整備局

奈良県

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、
桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、
宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、
川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、
上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

大和川流域水害対策計画 素案(案)に対する意見と対応

NO.	意見者	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案(案)) (2022. 3. 10)	計画書(素案) (2022. 3. 25) 素案(案)からの修正箇所を青字
1	奈良県 防災士会 理事長	第2章 第1節 ③	24	<p>ハード面ソフト面の両面からの対策計画を考えて頂いていますが、ハード面が強いように感じられます。この点はむしろ協議会の利点なので大いに進めて頂きたいところです。</p> <p>第2章第1節③にハザードマップの周知に関する記載がありますが、住民のハザードマップの認知度は非常に低く、活用されているのはたったの数パーセントに過ぎません。地域の自主防災会や防災士はハザードマップを活用した講習や訓練を行っていますが、一般的な視点から見て「情報量が多すぎて難しい(見にくい)」点が考えられます。市町村のハザードマップは様々な情報を元に作成するので仕方がないことですが、水害リスク情報という観点から、通常のハザードマップとは別に浸水域のみを色分けした簡単なマップがあれば住民も参考になると思います。ハザードマップに限らず住民への周知の際にはなるべく専門用語を使用せず、わかりやすく伝えることが重要です。</p>	<p>洪水ハザードマップは、浸水想定範囲や水深、避難場所に関する情報等、平常時から防災の備えとして、お住まいの水害リスクを知ってもらい、いざというときには円滑かつ迅速な避難行動をとって頂けるよう、様々な情報が盛り込まれておりますが、住民へのより一層の周知に努める旨、計画書へ追記いたします。</p> <p>また今後、降雨規模ごとの浸水エリアを視覚的にわかりやすく記載した水害リスクマップ(水害対策計画P29参照)を作成し、住民にもわかりやすい情報の提供、周知を図って参ります。</p>	<p>・洪水ハザードマップの周知やまるごとまちごとハザードマップの設置など、住民の水害リスクに対する理解促進、実効性確保</p>	<p>・洪水ハザードマップの周知に、より一層努めるとともに、まるごとまちごとハザードマップの設置など、住民の水害リスクに対する理解促進、実効性確保</p>
2	王寺町長	第6章	36	<p>内水排除ポンプ場は、設置後30数年が経過し老朽化が進んでいるため、確実な排水を行うためには既設ポンプ場施設の維持更新が必要です。維持更新について計画書へ記載して頂きたい。</p>	<p>計画書へ追記いたします。</p>	<p>今後は未整備地区における雨水管渠整備を実施するとともに、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すこと、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。</p>	<p>今後は未整備地区における雨水管渠整備を実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。</p>
3	川西町長	第11章 第1節	46	<p>浸水被害防止区域に加えて、貯留機能保全区域の指定についても検討して参りたいと考えていることから、先行して区域指定の検討を行う自治体として、流域水害対策計画書へ当町を記載して頂きたい。</p>	<p>計画書へ追記いたします。</p>	<p>先行して大和郡山市や田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>	<p>先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討を行う。</p>
4	橿原市長	その他	—	<p>雨水貯留施設の維持管理についても国庫補助の拡充をご検討ください。</p>	<p>要望事項として扱わせて頂きます。</p>		